

(第12次) 労働災害防止計画 骨子 (案)

第三次産業、陸運業部分のヒアリング等を踏まえた修正案

5. 重点施策ごとの具体的取組

(1) 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

問題意識

近年の労働災害の発生状況を見ると、従来大きな割合を占めていた建設業や製造業の労働災害、じん肺、騒音・振動障害などの古くからの職業性疾病に加え、第三次産業の労働災害防止対策やメンタルヘルス対策など、新たな課題がますます重要となっており、重点とすべき対策の見直しが必要となっている。

(安全面を巡る課題)

- ・労働災害の発生状況を見ると、これまで重点的に取り組んできた建設業、製造業は、それぞれ平成14年から平成23年までの過去10年で36.2%減、25.7%減と、大幅な減少が見られるものの、昨年来増加傾向が続いており、留意が必要な状況にある。一方で、安全衛生行政の重点対象としてこなかった第三次産業（特に小売業、社会福祉施設）は14.3%の増であり、全体に占める割合が10.1%増加している。このうち、特に災害の多い小売業、社会福祉施設、飲食業（以下「小売業等」という。）の労働災害は、それぞれ過去10年で4.1%増、144.7%増、11.4%増となっており、それぞれの業種における雇用者数の増加率（0.5%、101.5%、4.3%）を上回っている。また、全労働災害の約1割を占める陸上貨物運送事業は、交通労働災害は年々減少傾向にあるものの、荷役作業時における労働災害の死傷者数は平成12年以降約1万人程度で推移しており、減少傾向が見られない。このため、労働災害発生件数を減少させるためには、第三次産業小売業等や、陸上貨物運送事業における荷役作業に対する重点的取組が必要となってきた。
- ・第三次産業小売業等は、建設業や製造業に比べ、生命に関わる度合いの小さい重篤度の低い転倒災害が占める割合が高いという特徴が見られ、労働者個人の行動に着目した新たな手法が必要となっている。また、厳しい国際競争による国内の製造業等の縮小、国民の需要構造の変化、高齢者の増大による医療、介護関連産業の拡大等をはじめとする国民の需要構造の変化により、社会全体のサービス業化がさらに進むと見込まれることから、こうした特徴に留意しつつ、取組の強化が必要である雇用者の増加が見込まれることから、留意が必要である。
- ・陸上貨物運送事業は、交通労働災害が全体の1割未満であるのに対し、荷役作業中の労働災害は約7割を占めている。また、荷役作業中の労働災害の約7割が、荷の積み込み先である発荷主や荷の届け先である着荷主（以下「荷主先等」という。）の構内で発生している。事故の型についてこれらの労働災害は、荷台や荷の上等からの墜落・転落が最も多い3割弱を占めているが、フォークリフト等の荷役運搬機械やロールボックスパレット（かご台車）等の人力機械による災害も少なからず発生している。こうした状況を踏まえ、陸上貨物運送

事業者だけでなく、陸上貨物運送事業者と労働災害発生荷役作業場所を管理する荷主先等とが連携して、荷役作業中の労働災害、とりわけ墜落・転落災害の防止対策を進める必要がある。

講すべき施策

今後 5 年間の安全衛生施策では、以下に掲げる対策に重点的に取り組む。

ア 重点とする業種対策

(ア) 労働災害件数を減少させるための重点業種対策

(目標)

平成 24 年と比較して、平成 29 年までに第三次産業小売業、社会福祉施設、飲食店の労働災害による休業 4 日以上~~の死傷者の数をそれぞれ 20.9%20%、7%、20%以上~~、陸上貨物運送事業の労働災害による休業 4 日以上~~の死傷者の数を 14.2%7%以上~~減少させる

(参考) 過去の労働災害による休業 4 日以上~~の死傷者数の推移~~ (出典：労働者死傷病報告)

	平成 14 年		平成 19 年		平成 23 年		平成 24 年 (推計値)
・ 小売業	12,186	→	12,453	→	12,680	→	13,087
・ 社会福祉施設	2,411	→	4,338	→	5,900	→	6,577
・ 飲食店	3,725	→	4,055	→	4,150	→	4,401
・ 陸運業	15,318	→	15,579	→	13,820	→	13,808

第三次産業小売業等や陸上貨物運送事業は、労働災害が減少していない又は減少幅が小さく、特に第三次産業小売業等は労働災害全体に占める割合が増加していることから、労働災害を減少させるための重点業種として取り組む。

① 第三次産業小売業・社会福祉施設・飲食店対策

第三次産業については特に労働災害発生件数の多い小売業、社会福祉施設（介護施設）、飲食店に重点的に取り組む。

①-1 安全衛生管理体制の強化

- ・ 労働災害防止対策を進める上で、責任者を明確にする観点から、現在の安全管理者制度を参考にしつつ、第三次産業小売業等の実態に即した効果的な安全管理体制の構築を検討する。
- ・ 第三次産業小売業等では、パートやアルバイトなどの非正規労働者の割合が高い傾向があることを踏まえ、現場における非正規労働者に関する安全衛生活動の実態把握を進める。その中で、非正規労働者に対し現場の安全衛生活動が十分に実施されている好事例を収集し、これらの実態や好事例を踏まえつつ、正規・非正規の別を問わず充実した安全衛生活動が現場で着実に取り組まれるよう、指導する。

①-2 小売業に対する集中的取組

a 大規模店舗・多店舗展開企業を重点とした労働災害防止意識の向上

- ・ 小売業では、労働者の不安全行動に起因するとの意識が強くなりがちな労働災害を事故型別で見ると、転倒災害が全体の約 3 割と最も多く発生している。転倒災害は、

一般的に、労働の現場のみならず日常生活においても起こりうるものと考えられていることから、労働災害、特に転倒災害の防止についての意識が事業者、労働者の双方とも希薄になりがちであり、結果として事故の型であることから、職場の安全意識が醸成されにくい傾向がある。このことを踏まえ、労働災害の防止は、経営や業務の合理化・効率化にも繋がるという観点に立ち、まずは大規模店舗又は、多店舗展開をしている企業に対してを重点的に意識啓発・動機付け等に係る指導を行うことで、トップダウン形式による労働災害防止意識の浸透・向上を図る。

b バックヤードを中心とした作業場の安全化

- ・小売業では、労働災害の多くがバックヤードで発生していることから、バックヤードでの作業の実態に着目して、危険箇所の見える化（危険マップによる危険箇所の表示等）、リスクアセスメント、KY活動等による危険の低減を事業場に働きかける。
- ・小売業での安全管理について、国内外の好事例を収集し、意識啓発・指導に活用するとともに、それらの事例をもとに、経営や業務管理に安全管理を組み込んだモデルを作成し、その普及を図る。

~~・多発している滑りによる転倒災害や切れ・こすれ災害を防ぐため、作業性、安全性、経済性を両立する安全靴や安全手袋などの保護具の開発を促進し、普及させる。~~

①-3 社会福祉施設（介護施設）に対する集中的取組

①介護労働者に配慮した介護手法の普及

- ・社会福祉施設（介護施設）に対して、県や市町村が行う介護事業者に対する研修会や指導と連携し、労働者に対する安全衛生教育の徹底、4Sの徹底による転倒災害等の防止、介護機器の導入による腰痛予防、職場における腰痛予防対策指針で定める腰痛の健康診断の普及・徹底を指導する。また、労働安全・衛生コンサルタント等の専門家を活用し、事業場に対して、腰痛を起こさない移動・移乗介助法や介護機器の具体的な活用方法等について訪問指導等を行う。
- ・上記の研修会や指導を通じて収集した好事例や情報に基づき、マニュアル等を見直し、普及するとともに、事業場に対する指導等に活用する。

②介護事業者に対する腰痛予防教育手法に関する講習の実施

- ・事業場で事業者が腰痛予防教育を行うことができるようにするための講習会を実施し、当該講習会について、業界団体や介護労働者養成機関に対して周知を依頼する。

①-4 飲食店に対する集中的取組

- ・飲食店では、転倒災害と切れ・こすれ災害で全体の半数を占めていることから、これらの事故の型による災害防止を重点として、労働災害防止活動の取組事例の収集、安全衛生対策マニュアル等を作成し、普及するとともに、事業場に対する指導等に活用する。

①-5 第三次産業に対する対策の類型化と普及

- ・労働安全衛生総合研究所の協力を得つつ、個別業種、労働災害の発生要因ごとに、事業場で取り組むべき対策を類型化して取りまとめ、第三次産業に対する意識啓発、指導等に取り入れていく。

② 陸上貨物運送事業対策

a 荷役作業の労働災害防止対策の普及、徹底等

- ・陸上貨物運送事業の労働災害の約7割が荷役作業時に発生していることから、陸上貨物

運送事業労働災害防止協会とも連携しつつ、「トラックの荷役作業における安全ガイドライン」を周知・普及する。

~~・荷台からの墜落防止装置を装備したトラックや荷主先等に備える移動式プラットフォーム等の普及を図るための支援措置を検討する。~~

b トラック運転手に対する安全衛生教育の強化

- ・荷主との役割分担でトラック運転者が荷役作業を担うこととなる場合には、トラック運転者に対する安全衛生教育の中で、荷役作業の墜落・転落防止対策や荷の運搬中の労働災害防止対策を充実・強化するとともに、荷役作業の作業手順の作成支援等に取り組む。

c 荷主による取組の強化

- ・荷主等が管理する施設での労働災害の防止対策も含め、貨物の運送でのを担当する陸上貨物運送事業者側、と運送を依頼する側荷主側の役割分担をモデル運送契約書の普及等により明確にし、それぞれが実施すべき事項等について、役割分担に基づく措置の実施を促進する。なお、着荷主は、多くの場合において発荷主にとっての顧客であるの見込まれ、陸上貨物運送事業者とは運送契約を締結する関係にない。このような場合における荷卸し時の役割分担や実施事項については、発荷主が顧客である着荷主と事前に調整し、陸上貨物運送事業者との契約に盛り込むことが適当であることから、こうした点にも留意しながら対策を進めることとする。

(第12次) 労働災害防止計画 骨子 (案)

後半部分

(2) 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組み

問題意識

- ・労働災害は長期的には減少してきているものの、建設業や製造業では依然として重篤な労働災害が多発し、第三次産業の労働災害の増加等により、2年連続で労働災害が増加するという事態となっている。このような厳しい状況に対応していくためには、行政だけでなく、労働災害防止団体、業界団体、民間の安全衛生専門家等が連携し合い、協働して取り組んでいくことが必要になっている。
- ・民間企業の経営状況は厳しく、社内で専門的に安全衛生を担う人材を育成することが困難になる中、こうした企業からの求めに応じて安全衛生業務を担う専門機関の育成と、企業が専門機関を活用しやすい仕組みの検討が必要となっている。

講すべき施策

国は、上記(1)に掲げた対策に重点的に取り組むほか、民間団体、専門家、関係政府機関等と連携し合い、民間活動の活性化を図り、協働して取組を進めることにより、労働災害防止対策を推進する。

① 専門家と労働災害防止団体の活用

a 安全衛生分野の専門家の育成と活用

- ・安全衛生分野の専門家である労働安全・衛生コンサルタントの育成や能力を向上させるとともに、専門的、技術的な業務については、労働安全・衛生コンサルタントをはじめとする高度な専門性を有する民間専門家が、事業場の安全衛生水準の向上に一層活用される仕組みを検討する。
- ・様々な業界で安全衛生活動に携わってきた人材を、業種を超えて有効に活用し、事業場の安全衛生水準を高めていく方策を検討する。
- ・専門家の知識やノウハウを活用しながら、各地域の安全衛生施策を推進していくために、安全衛生労使専門家会議の活用を促進する。

b 労働災害防止団体の活動の活性化

- ・労働災害をめぐる状況が厳しさを増す中、労働災害防止について最も専門的なノウハウを持つ専門家集団として、業界の労働災害防止活動の推進役としての役割、労働災害防止に関する情報収集、教育指導機関としての役割を担う労働災害防止団体の果たすべき役割はますます重要となっている。こうした役割を強化するため、行政機関が保有する労働災害関連情報の提供を進めるとともに、労働災害防止に資する活動に対しては、この計画の重点対策を考慮しつつ、引き続き必要な支援を行う。

- ・団塊の世代の引退や経営環境の悪化などにより、安全衛生活動に長い歴史と実績のある製造業でも安全衛生体制の弱体化が懸念されており、小規模事業場における安全衛生活動の底上げを図るため、中央労働災害防止協会の活動を支援する。（再掲）
- ・労働災害防止団体が、労働災害防止団体法に則り、以下の活動を実施することを奨励する。
 - (a) 所管する業界に対する労働災害防止活動への技術的指導及び援助について、具体的計画を定め、自ら責任をもって実施すること。
 - (b) 事業者による自主的かつ体系的な安全衛生水準の向上を促進するため、所管する業種ごとに様々な技術上のガイドラインを策定し、安全管理士、衛生管理士などを活用して運用すること。

② 業界団体との連携による実効性の確保

- ・安全衛生施策の推進には、業界団体との協力関係が必要不可欠であり、特に第三次産業に重点を置きつつ、施策ごとに、主たる業界団体との関係づくり、具体的な施策の進め方についての協議等を行い、業界と協調的に取組を進める。
- ・全国又は地域の業界団体、労働組合等が自ら行う安全衛生分野の調査研究を支援する。

③ 安全衛生管理に関する外部専門機関の育成と活用

a 産業保健機関、産業保健専門職の質の向上とその活用

- ・メンタルヘルス対策を含めた産業保健活動について、産業医や産業保健専門職で構成された産業保健機関の質の向上を進め、こうした産業保健機関の活用を図る。
- ・産業医や産業保健機関による労働者 50 人未満の小規模事業場へのサービス提供に対して、国による援助を充実することにより、小規模事業場の産業保健活動を促進する。

b 事業場の安全衛生業務での外部専門機関の活用

- ・企業で安全衛生を担ってきた人材や労働安全・衛生コンサルタントを含む、安全衛生に関する専門人材を集約化し、企業の安全衛生管理責任を側面支援する外部専門機関として育成するとともに、事業者が自らの事業者としての責任を果たす上で、外部専門機関を利用しやすい制度・環境の整備を図る。小規模事業場がこうした外部専門機関を活用する際には、必要な支援を行う。

（３）社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識変革の促進

問題意識

- ・全国 5,300 万人の労働者の安全や健康にかかわる問題（家族も含めれば全国民的問題）であるにもかかわらず、安全衛生対策は、企業の中でも広く共有されておらず、また一般社会でも認知度は必ずしも高いとはいえない。
- ・企業が積極的に安全衛生対策を進めるか否かは、労働者の安全や健康を守らなければならないという経営トップの強い意識に大きく左右されるため、経営トップの意識付けにつながる取組が必要である。

講すべき施策

全ての事業者が、労働者の安全や健康に配慮した職場環境や労働条件を志向するような社会を実現するため、業界や企業の安全衛生の水準を可視化し、社会的評価を受けられるような仕組みを構築する。また、労働者や国民全体に直接働きかけを行うことにより、安全衛生対策に関する社会全体の意識を高める。

① 経営トップの労働者の安全や健康に関する意識の高揚

- ・様々な手法、機会を活用して、経営トップに対して労働者の安全や健康に関する意識付けを行う。

② 労働環境水準の高い業界・企業の積極的公表

a 労働環境水準の指標化

- ・労働災害の発生状況や労働災害防止のための取組だけでなく、労働者の健康に影響する項目を総合的・客観的に評価する指標を開発する。
- ・快適職場調査（ソフト面）チェックシートなど、既に構築された成果を含め、開発した指標を視覚化し、普及させる。

b 労働環境水準の高い業界や企業の積極的公表

- ・業界別や、個別企業の評価を労働災害防止団体や労働安全・衛生コンサルタントなどの専門家が行い、企業の同意を得て、良い評価を得た企業については積極的にホームページ等で公表することを推進し、求職者が労働環境の良い企業を容易に把握できるようにする。

③ 重大な労働災害を発生させ改善がみられない企業への対応

- ・法令違反により重大な労働災害を繰り返して発生させたような企業について、一定の基準を設け、企業名と労働災害の発生状況をホームページ等で公表することを含め着実に労働環境の改善を図らせる方策を検討する。

④ 労働災害防止に向けた国民全体の安全・健康意識の高揚、危険感受性の向上

a 不安全行動防止と危険感受性向上のためのキャンペーン活動

- ・労働者本人の無意識による不安全な行動が誘発するリスクや実際の労働災害事例について、職長も含めた現場の労働者に情報提供を推進することにより、労働者 1 人 1 人の安全に対する意識や危険感受性を高めていく。

b 国民全体の安全・健康意識の高揚

- ・国民全体の危険に対する感受性を高め、働く場での安全や健康を確保するためのルールを守ることにについて、地域、職域、学校が連携して取り組む。
- ・大学教育における安全衛生教育のあり方について調査研究を行い、その結果を踏まえて、大学教育への安全衛生教育の取入れ方策を検討する。

(4) 科学的根拠、国際動向を踏まえた施策推進

問題意識

- ・安全衛生施策は、科学的根拠に立脚した施策であり、科学研究の推進が必要不可欠であるが、そのための資源が十分に確保されているとはいえない状況にある。
- ・安全衛生施策は、諸外国の知見や施策の動向を踏まえつつ、規制や基準の整合性等に配慮しながら進める必要がある。

講ずべき施策

① 労働安全衛生総合研究所等との連携による科学的根拠に基づく対策の推進

a 労働安全衛生総合研究所との一体的取組

- ・労働安全衛生総合研究所の調査研究と安全衛生施策との一体性、連携を強化し、科学的根拠に基づいた施策を推進する。
- ・安全衛生分野の研究について、労働安全衛生総合研究所が中核的役割を果たすよう機能強化を図る。

b 安全衛生関連研究の振興

- ・安全衛生分野の研究の裾野を広げるため、安全衛生研究振興のための予算や安全衛生研究に利活用できる有用な情報の確保に努める。

② 国際動向を踏まえた施策推進

- ・安全衛生に関する施策は、諸外国の知見や施策の動向を踏まえつつ推進する必要があることから、労働安全衛生総合研究所が行う調査研究活動や、専門家、諸外国との交流を通じて諸外国の最新の知見、動向を把握し、施策や規制の国際的整合性を担保するよう努める。

(5) 発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化

問題意識

- ・労働安全衛生法令は、制定当時から元方事業者が一定の責任を負う制度が導入されており、特に建設業、造船業は特定元方事業者としての罰則を伴う義務が課されているものの、その他の業種については、発注者等に対する責任は限定的となっている。様々な分野で外注化や請負が行われていることから、外注化によって安全衛生上の配慮義務や責任を逃れたり、過度に安価な発注を行って、受注者が必要な安全衛生対策のための経費を計上できないような状況が発生しないよう、発注者等による取組を強化する必要がある。
- ・産業現場で使用される機械等については、機械の包括的安全基準により、機械の本質安全化に向けた取組を推進してきたが、労働安全衛生法の中で、労働者に機械設備を使わせる事業者の責任にとどまらず、機械の製造者等の機械設備の提供者も一定の責任を負う仕組みについて検討していく必要がある。
- ・労働安全衛生法の体系下では、機械等の技術基準として多数の構造規格が定められているが、

技術の進歩に応じた見直しが不断に行われるよう、日本工業規格（JIS）規格等をできるだけ引用し、より迅速な対応を図る必要がある。

- ・雇用形態が多様な労働者が混在していたり、雇用関係のない納入業者等が出入りするような場で労働災害を防止するためには、個々に事業者責任を規定する体系に加え、施設等の管理者の責任のあり方についても検討していく必要がある。

講すべき施策

様々な分野で外注化や請負が行われていることから、事業者責任に加えて、発注者、製造者など、より上位の段階での安全衛生に対する取組を強化する。

① 発注者による安全衛生への取組強化

a 発注者による安全衛生への取組強化

- ・様々な分野で外注化や請負が行われていることから、外注化によって安全衛生上の配慮義務や責任を逃れたり、過度に安価な発注を行って、受注者が必要な安全衛生対策のための経費を計上できないような状況が発生しないよう、建設業以外についても、発注者による取組を強化する。
- ・自らが管理する施設等の危険性又は有害性が、それらを使用する第三者に与える影響の除去、管理に係る新たな責任のあり方について検討する。

b 荷主による取組の強化（再掲）

- ・荷主等が管理する施設での労働災害の防止対策も含め、貨物の運送~~でのを担当する陸上貨物~~運送事業者側~~と運送を依頼する側荷主側~~の役割分担をモデル運送契約書の普及等により明確にし、それぞれが実施すべき事項等について、役割分担に基づく措置の実施を促進する。

c 建設工事発注者に対する要請（再掲）

- ・建設業の発注者に対し、仕様書に安全衛生に関する事項を盛り込むなど、施工時の安全衛生を確保するための必要な経費を積算するよう、また、関係請負人へその経費が渡るよう、国土交通省と連携して対応する。また官公庁発注の公共工事について、同様の取組が取られるよう広く要請する。
- ・特に、アスベストを含む建材の解体工事では、必要経費や工期の不足のためにアスベスト飛散防止措置を講じることが困難になるような工事の発注が行われないう、環境省、地方公共団体等とも連携しつつ、重点的に対応する。

② 製造段階での機械の安全対策の強化

製造業では、依然として機械設備により障害を伴うような重篤な労働災害が多発していることに加え、小売業など第三次産業でも食品加工機械等による労働災害が発生していることから、機械設備の本質安全化を推進する。

a 機械災害防止対策の推進（再掲）

- ・機械災害が発生した事業場における原因の究明と機械設備の本質安全化を図るとともに、

機械設備の安全性に問題がある事案については、製造者等の機械設備の提供者による改善を促進する。

b 機械の本質安全化の促進

- ・機械の本質安全化を促進し、機械による労働災害をさらに減少させるためには、設計・製造段階及び改造時のリスクアセスメントとリスク低減措置の実施や危険性等の通知の徹底を図る必要があることから、労働現場で使用されるあらゆる機械設備について、製造者等の機械設備の提供者に対する当該措置を強化する。
- ・機械関連業界と連携しつつ、機械の種類ごとの安全基準・規格を評価し、活用する仕組みの構築を検討するとともに、一定水準の安全基準・規格が確保された機械の使用を推奨する。

c 機械災害の公表制度の導入

- ・機械による労働災害情報をもとに、機械の重大な欠陥により、重篤な労働災害が発生し、当該機械の販売先が特定できない等、同種災害を防止する必要がある場合は、発生した労働災害の内容、機械の製造者名等の公表や、製造者による機械の回収・改善を図る制度について検討する。
- ・ユーザーによる使用方法に明らかに問題があり、製造段階で対処できないような事案については、誤った使用方法により発生する労働災害の事例を具体的に公表し、広く周知することで同種災害を防止する。

d 機械等の技術基準の見直し

- ・機械等による労働災害を防止するため、技術の進歩等に合わせて機械等の技術基準に関する労働安全衛生関係法令を見直す。また、構造規格等の技術基準を設定する際は、技術基準の整合化等を促進するため、日本工業規格（JIS 規格）等を積極的に引用する。

③ 労働者以外の人的・社会的影響も視野に入れた対策の検討

- ・労働災害は、アスベストの周辺住民被害、クレーンの倒壊による一般家屋被害、足場倒壊による通行人被害、爆発火災災害による周辺被害等、時として周辺住民等にも影響を及ぼすことから、労働者のみを守ればよいという考え方ではなく、産業現場で発生する事故によって生じる労働者以外の人的・社会的被害を防ぐという観点も考慮することとし、他省庁の施策との一層の連携を図る。

（６）東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電事故を受けた対応

問題意識

- ・平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災により、東北地方の太平洋沿岸を中心に甚大な被害が発生し、その復旧・復興に向けた各種工事が本格化していることから、被災地の状況に応じた労働災害防止対策を徹底する必要がある。
- ・また、被災地の建設復興需要の急増により、建設業者、技術者、技能労働者等が被災地に集中し、その影響で被災地以外の地域でも人材が不足するなど全国的に人材の質の低下、現場管理の劣化等が懸念される。
- ・さらに、東日本大震災の影響で事故を起こした東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた

作業や、放射性物質が飛散した地域の除染作業での被ばく防止を徹底する必要がある。また、除染作業や生活基盤の復旧作業において、屋根などの高所からの墜落や重機災害などの労働災害防止対策を徹底する必要がある。

講すべき施策

① 東日本大震災の復旧・復興工事対策

a 復旧・復興工事の労働災害防止

- ・ 東日本大震災の被災地での復旧・復興工事の労働災害防止対策を着実に実施する。また、避難指示解除区域等で行われる除染作業や生活基盤の復旧作業での高所からの墜落防止、重機災害の防止等を着実に実施する。

b 建設現場の統括安全衛生管理の徹底（再掲）

- ・ 新規に建設業に就労する者（新規参入者）等に対する安全衛生教育の確実な実施等、各建設現場の統括安全衛生管理の徹底を図る。

② 原子力発電所事故対策

a 原発事故対応の体制整備

- ・ 東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、事故時に被ばく管理等を適切に実施するための準備状況を定期的に確認する。

b 原発事故対応作業と除染作業の労働災害防止

- ・ 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた作業の被ばく防止対策、緊急作業に従事した労働者の長期的健康管理対策等を着実に実施する。
- ・ 除染等特別地域での除染作業、復旧・復興に携わる労働者の放射線障害防止対策を着実に実施する。

6. 防災計画のPDCA サイクルの強化

- ・ この計画に基づく取組が着実に実施されるよう、計画通りに取組が進められているか、計画的・組織的に進行管理を行う。
- ・ 毎年、計画の実施状況の確認、評価を行い、安全衛生分科会に報告・公表する。また、必要に応じ、計画の見直しを検討する。
- ・ 労働災害防止計画の評価に当たっては、単に死傷者の数や目標に掲げた指標の増減のみで評価するのではなく、その背景となった、又は影響を及ぼしたと考えられる社会的指標や社会経済関係の変化も含めて分析を行う。